

鹿 児 島 県

防 除 実 施 基 準

令和 6 年 3 月

- 1 特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林の区域
- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- 3 特別防除により農業，漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項
- 4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項

鹿 児 島 県

1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

鹿児島県において、松くい虫の駆除及びまん延の防止のため「防除実施基準」に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を次のとおり定める。

| 所在地 | | 面積 (h a) | 区 域 |
|------|------|---------------|---|
| 郡市名 | 町村名 | | |
| 鹿児島市 | | 4 2 1 | 桜島町 2(エの1, 4ア, 5アウ, 6アウ, 8ア, 9イ, 10イ, 11アイ, 14~16, オの2アイ) 3(セ) 4(アの2, 3アウエカ~ケ, 4, 5, 7イ, 8ア) 林班内の松林 |
| 日置市 | | 1 3 | 旧吹上町 8(カの12~15, 20~38) 林班内及び吹上町中原1352-1, 1352-4の松林 |
| 阿久根市 | | 2 6 | 134(アの1ア~ウ, 2のアエ~ツ, イの1~2) 林班内の松林 |
| 志布志市 | | 1 7 | 旧志布志町 1(ウの3~5, エの1アイ, 5ア) 林班内及び安楽地内の松林 旧有明町 70(エの75, 76A, 78, 79, 96~101, 103~134) 林班内の松林 |
| 曾於郡 | 大崎町 | 9 9 | 1(キの3, クの1, 2ア, 6, 7, 9, 10, コの32イウ, 33ア, 43) 2(アの14ア ~ウ, 16ア, イ, 67~69) 3(サ65アイ) 5(キ13~20) 15(28アイ, 29) 林班内の松林 |
| 肝属郡 | 東串良町 | 3 1 | 4(エの1, 12~15, 17~19) 林班内の松林 |
| 熊毛郡 | 南種子町 | 4 4 | 59(イの1ウ, 2, 3ウカ, ウの1イウ, エの1ウキ, オの1イオ, カの1イ) 68(エの14アイカケシス) 69(アの3イ, イの1イ, 2ア, ウの1イ~カケサ, スの1アエ~コスソ~ト) 林班内の松林 |
| 計 | | 6 5 1 | |

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し特別防除を行う周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

- (1) 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう、当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。
- (2) 病院、学校、家屋、水源地等に薬剤が飛散・流入しないように風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔を保持するとともに、適切な散布方法の選択、給水施設等の被覆、自動車の移動等の周辺住民への周知徹底等の対策を行うものとする。

また、山間部では、湧水を利用した簡易給水施設が多く、薬剤流入の恐れもあることから、地元自治会等の協力を得ながら水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じ被覆等の対策を行うものとする。

- (3) 鉄道、道路等の交通施設がある森林や、公園、レクリエーション施設等一般の利用者が集合する森林において特別防除を実施する場合には、利用者への被害防止の周知を徹底するとともに、散布時間を考慮の上、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、迂回等の誘導、入場規制等必要な対策を行うこととする。

特に、海浜公園のキャンプ場・オートキャンプ場では、薬剤散布による駐車車両塗装への危被害の恐れがあるので、散布当日は、入り込みの制限や駐車場の閉鎖、駐車車両の移動、被覆などの措置をとるとともに、万一薬剤がかかった場合は、速やかに洗浄できる体制を整えておくものとする。

- (4) 事前に地域住民、関係者に対して散布の区域、日時、注意事項等の周知徹底を図るとともに、散布日時が変更になった場合は速やかに通知できる体制を整備し、危被害が発生しないように努める。

3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、農業その他の事業に被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に農作物、養蜂群、水生動物の増養殖場、漁場、保護水面、畜舎等については、地域の実情に応じて関係団体と十分協議するとともに特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力が得られるように努めるものとする。

また、散布区域は危被害対象物等から十分な間隔を保持するとともに蜜蜂の巣箱移動、危被害農作物の被覆等被害防止対策の徹底を図り、風向、風速や降雨等の気象情報に注意して実施することとする。

(1) 養蜂関係

- ア 隣接市町村を含む散布地域周辺の養蜂計画を各地域振興局・支庁の「みつばち転飼許可」等により把握するとともに、各地区の地域協議会、飼育者との連携を密にし危被害防止に努める。
- イ 散布地域周辺に巣箱や蜜源のある養蜂業者に対して事前に特別防除の実施内容について周知させるとともに、巣箱の一時移動や被覆等の措置を講じ危被害防止に努める。また、散布日時が変更になった場合は速やかに関係者へ通知する。
- ウ 自家用または地蜂飼育については、事前にその飼育実態を調査し被害防止対策の徹底を図る。

(2) 農作物関係

- ア 散布に当たっては、畑から十分距離をとるとともに、周辺関係者に対する特別防除実施内容の事前説明を徹底する。
- イ 使用する薬剤によっては、ビワ・茶・たばこ等危被害の発生しやすい作物があることから、これらの畑周辺については特に控えて散布するとともに被覆等の危被害防止対策を行う。
- ウ 薬害を生じやすい作物については、畑周辺での旋回を避けるとともに万一の飛散に際し洗浄できる体制を整えておく。
- エ 茶は散布時期が摘採期と重なるため畑に近い散布地区あつては、風向、風速を監視し飛散の恐れがある場合には散布を見合わせる。
- オ たばこ畑については、県たばこ耕作組合と連絡・連携を密にし被害の発生防止に努める。

(3) 畜産関係

- ア 畜舎・鶏舎に薬剤が飛散しないように距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう、周辺関係者に対する特別防除の実施内容の事前説明の徹底を図る。
- イ 畜舎・鶏舎等の施設上空での低空飛行・旋回を避けるよう、事前にパイロットと十分打合せを行う。
- ウ 採草地については、薬剤が飛散しないように距離を取るとともに必要がある場合は、事前の刈込み・貯蔵等の指導を行う。
- エ 散布直後の河川水は飲まさないように指導する。

(4) 漁業関係

- ア 水生動物の増養殖場が散布区域の周辺にある場合は、関係者に対する特別防除実施内容の事前説明の徹底を図るとともに、水生動物または養殖施設等の一時移動または被覆、水産種苗の放流時期と重なる場合は実施時期の調整を行うなど被害防止対策に万全を期すこととする。
- イ 水生動物の増養殖場の上流の地区での散布に当たっては、気象情報に注意し大雨による流入防止に配慮する。
- ウ 甲殻類等特にクルマエビは、一般にコイ・フナ等に比べ農薬に対する抵抗性が著しく劣ることから養殖場及び取水源周辺の散布に当たっては散布地区との距離を十分確保するとともに、風向・風速及び降雨等の気象情

報に十分注意して被害防止に努める。また、必要がある場合は、被覆等の措置を講ずる。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項

- (1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。
 - ア 散布を行う区域及び散布除外区域の境界、給水施設、浄水場等の危被害対象物並びに航空機の飛行障害物の位置を明示した地図を作成すること。
 - イ 散布を開始する前には必ず散布区域、散布除外区域及び危被害対象物等並びに航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき当該標識の設置状況を再確認すること。
 - ウ 散布に当たっては、散布除外区域に薬剤が飛散することがないように、イの標識を常に確認しながら風向、風速に十分注意することとし、強風等による飛散の恐れがある場合は、直ちに当該農薬の散布を中止する。
 - エ 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく降雨が予想される場合は、散布薬剤が枝葉等に定着しにくく薬効が低下する上、下流への流亡による危被害発生の恐れがあり、また、濃霧の場合は標識の確認が困難になり散布区域の誤認等による危被害発生のあることから散布は実施しない。
- (2) 特別防除の実施にあたっては、あらかじめ最寄りの地域振興局・支庁保健福祉環境部、保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて各種試験研究機関並びに家畜保健衛生所等に連絡し、被害防止対策についての協力を依頼するものとする。

また、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知）を遵守し、人によって薬剤による影響の程度が異なることを配慮の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

なお、特別防除の終了時並びに気象条件の悪化等により特別防除の日時が変更になった場合は速やかに関係機関に連絡するものとする。
- (3) 特別防除の実施により農業、漁業その他の事業に被害が発生し、または周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合は、直ちに当該区域の特別防除を中止するとともにその原因究明に努め、適切な事後措置を講ずることとする。
- (4) 1の特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤防除を適切に実施するものとする。
- (5) 森林病虫害等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、的確な発生時期の把握に努めるものとする。